

JBS Newsletter
2018年11月16日

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2018年10月

Contents

税務法規

- ▶「国外投資者が配当される利益をもつて行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲の拡大についての通知」(財税[2018]102号) (“102号通達”)
- ▶「非居住者企業の源泉徴収ガイドライン」
- ▶「中華人民共和国個人所得税法実施条例(改正草案意見募集稿)」
- ▶「個人所得税特別付加控除暫定弁法(意見募集稿)」ほか

商務法規

- ▶「中国(上海)自由貿易試験区における越境サービス貿易の特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年)」(上海市人民政府公告[2018]1号) (“1号公告”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2018年10月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2018年 10月 12日 第2018039号
- ▶ 2018年 10月 19日 第2018040号
- ▶ 2018年 10月 26日 第2018041号

Japan Business Servicesグループで、2018年10月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲の拡大についての通知」(財税[2018]102号) (“102号通達”)

概要

2017年1月1日から施行された「国外投資者が配当される利益をもって行う直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の問題に関する通知」(財税[2017]88号) (“88号通達”)によれば、国外投資者が中国国内の居住者企業から配当される利益をもって奨励類プロジェクトへの直接投資を行う場合、規定の要件を満たすならば、源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けられる。(88号通達については、「中国税務及び投資速報」(日本語要約版)2018年1月号を参照。)

國務院の李克強総理が2018年9月26日に招集した國務院常務会議 (“会議”)では、外商投資を奨励するための措置の1つとして、国外投資者の再投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲を、奨励類プロジェクトからすべての禁止されていないプロジェクト及び分野に拡大することが決定された。

会議での決定を受けて、財政部、国家稅務總局、国家發展改革委員会及び商務部は2018年9月29日付で、88号通達に代わる102号通達を共同で公布した。102号通達は2018年1月1日より施行される。

102号通達の主な内容は次のとおりである。

適用範囲の拡大

国外投資者が中国国内の居住者企業から配当された利益をもって行う国内直接投資に係る源泉所得税の課税繰延政策の適用範囲を、奨励類プロジェクトからすべての非禁止プロジェクト及び分野まで拡大する。

適用要件

国外投資者が源泉所得税の課税繰延政策の適用を受ける場合、次の要件を同時に満たさなければならない。

- ▶ 国外投資者が配当された利益をもって直接投資を行うこと。その形式には、以下が含まれる。
- ▶ 中国国内の居住者企業の払込資本金または資本剰余金の新規増加または無償増資

- ▶ 中国国内における居住者企業の新規設立
- ▶ 中国国内の居住者企業の持分の非関連者からの買収
- ▶ 財政部、国家稅務總局が規定するその他の方針ただし、上場会社株式の新規増加、無償増資、買収(適格の戦略投資を除く)を含まない。
- ▶ 国外投資者の取得する利益が、中国国内の居住者企業が実現済みの留保利益を投資者に実際に分配して形成される、配当等の権益性投資収益であること。
- ▶ 国外投資者が直接投資に用いる利益が、利益を配当する企業の口座から投資先企業または持分の譲渡者の口座に直接送金されること。直接投資を行う前に国内外のその他の口座間を移動してはならない。

事後管理

国外投資者が源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けたが、稅務部門の事後管理により、規定の要件を満たさないことが確認された場合、法に基づき税額滞納の責任を追及し、利益の支払日から税額滞納期間を計算する。

税額還付及び追加納付

国外投資者が規定により源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けることができるが、その適用を受けていない場合、源泉所得税を実際に納付した日から3年以内であれば、当該政策の適用を申請し、納付した税額の還付を受けることができる。

国外投資者が持分の譲渡、買戻、清算等の方式により源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けた直接投資を回収した場合は、関連の金額を実際に受け取った日から7日以内に、所定の手続に従い、稅務機関に繰延税額の追加納付を申告する。投資先企業で特殊再編の要件を満たす再編が行われ、かつ実際に特殊再編として稅務処理を行った場合は、引き続き源泉所得税の課税繰延政策の適用を受けることができる。

¹88号通達の規定では、国外投資者が再投資を行うプロジェクトは必ず「外商投資産業指導目録」或いは「中西部地区の外商投資優勢産業目録」における奨励類の外商投資産業に属さなければならぬとされていた。

会議についての公式ニュースの全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/premier/2018-09/26/content_5325538.htm

88号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2988726/content.html>

102号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mof.gov.cn/mofhome/shuizhengsi/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201809/t20180930_3032864.html

▶ 「非居住者企業の源泉徴収ガイドライン」

概要

国家税務総局は最近、公式サイトを通じて、「非居住者企業の源泉徴収ガイドライン」（「源泉徴収ガイドライン」）を公表した。

「源泉徴収ガイドライン」は、現行の関連の税務及び為替政策を7章にまとめたもので、これには、非居住者企業の所得税源泉徴収政策に関する基本的な概念及び政策、配当、利子、使用料、財産譲渡所得及び賃料等の所得類型の概要、納税者及び源泉徴収義務者、納税額の計算、租税優遇、徴収管理等の租税政策及び制度、並びに対外支払に係る税務届出の政策が含まれる。

「源泉徴収ガイドライン」において、国家税務総局はいくつかの税務規定について、例を挙げて説明している。例えば、サービスから生じる所得が使用料に該当するか否か、持分譲渡に係る納税額の計算及び外貨換算等である。

「源泉徴収ガイドライン」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/download/pdf/fjmqy.pdf>

- ▶ 「中華人民共和国個人所得税法実施条例(改正草案意見募集稿)」
- ▶ 「個人所得税特別付加控除暫定弁法(意見募集稿)」

概要

2019年1月1日から施行される「中華人民共和国個人所得税法」（「個人所得税法」）に基づき、財政部及び国家税務総局は2018年10月20日付で、公式サイトにおいて「中華人民共和国個人所得税法実施条例(改正草案意見募集稿)」「「実施条例意見募集稿」」及び「個人所得税特別付加控除暫定弁法(意見募集稿)」「「控除弁法意見募集稿」」を公布し、パブリックコメントの募集を行った。

「実施条例意見募集稿」及び「控除弁法意見募集稿」における主な内容は次のとおりである。

「実施条例意見募集稿」

居住者

新しい「個人所得税法」によれば、中国国内に住所があるか、或いは住所はないが、1納税年度において中国国内に累計で満183日居住する個人は居住者個人なる。通常、居住者個人は中国国内と中国国外から取得した所得について、中国で個人所得税を納付しなければならない。

「実施条例意見募集稿」においては、居住者個人と非居住者個人の具体的な要件及び中国国内における納税義務についてさらに明確にしている。関連の内容は下表のとおりである。

		中国国内源泉所得		中国国外源泉所得	
中国国内における滞在期間	居住者/非居住者	国内機構が負担	国外機構が負担	国内機構が負担	国外機構が負担
中国国内に住所がなく、1納税年度における中国国内での居住期間が90日を超えない個人 ¹	非居住者個人	中国での納税義務あり	中国での納税義務なし	中国での納税義務なし	中国での納税義務なし
中国国内に住所がなく、中国国内での居住期間が連続満5年に満たない個人 ²	居住者個人	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務なし ³
中国国内に住所がなく、中国国内に満5年居住しているが、その間に1回で30日を超える出国をした個人	居住者個人	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務なし ³
中国国内に住所はないが、中国国内に満5年居住し、その間に1回で30日を超える出国がない個人で、6年目以降の中国国内における居住期間が満183日となる個人	居住者個人	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり
中国国内に住所がある個人 ⁴	居住者個人	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり	中国での納税義務あり

¹ 中国国内に住所がなく、1納税年度における中国国内での居住期間が90日を超えないとは、当該個人が1納税年度において中国国内に連続して、或いは累計で90日を超えて居住することを指す。

² 中国国内に住所がなく、中国での居住期間が連続満5年に満たない個人とは、中国国内に満183日居住する年度が連続5年に満たない個人を指す。

³ この場合には、個人の中国国外源泉所得について、所轄税務機関で届出手続を行うことにより、中国国内の企業及びその他の経済組織或いは居住者個人が支払った部分についてのみ、個人所得税を納付することができる。

⁴ 中国国内に住所がある個人とは、戸籍、家庭、経済的利益関係により、中国国内に習慣的に居住する個人を指す。

中国国内源泉所得

「実施条例意見募集稿」によれば、別途規定がある場合を除き、以下に挙げる所得はすべて中国国内源泉所得とされる。

- ▶ 就職、被雇用、契約履行等により、中国国内で役務を提供することにより取得する所得
- ▶ 中国国内で経営活動を行うことにより取得する、経営活動に関連する所得
- ▶ 中国国内で使用する財産を借手に賃貸することにより取得する所得
- ▶ 中国国内で使用する各種権利の使用許諾をすることにより取得する所得

- ▶ 中国国内の不動産、土地使用権の譲渡により取得する所得、中国国内の企業及びその他の経済組織に対する投資により形成される権益性資産の譲渡により取得する所得、中国国内での動産及びその他の財産の譲渡により取得する所得
- ▶ 中国国内の企業、その他の経済組織及び居住者個人が支払い、或いは負担する原稿料所得、一時所得
- ▶ 中国国内の企業及びその他の経済組織或いは居住者個人から取得する利子、配当、株式利子所得

「実施条例意見募集稿」では、課税所得の範囲及び個人所得税の計算方法の補完、租税回避防止規則の導入、及び個人所得税の徴収管理等に関わる規定も設けられた。

「控除弁法意見募集稿」

控除範囲

新しい「個人所得稅法」に基づき、「控除弁法意見募集稿」では、各種の特別付加控除項目（即ち、子女教育費支出、継続教育費支出、大病医療費支出、住宅ローンの利子または住宅賃料、老人扶養費）の控除基準について詳しく定めている。詳細は下表のとおりである。

項目	控除基準	適用範囲	説明
子女教育	毎年12,000人民元 (毎月1,000人民元)	就学前教育及び学歴教育(満3歳から博士研究生教育まで)	両親がそれぞれ控除基準の50%を毎月或いは毎年控除することができる。或いはいずれか一方が控除基準の100%を控除することも選択できる。
継続教育	学歴継続教育費支出は毎年4,800人民元(毎月400人民元)/職業資格継続教育費支出(関連の証書を取得した年度)は毎年3,600人民元	規定を満たす継続教育費支出或いは職業資格継続教育費支出	両親が毎年或いは毎月、子女教育費として控除することも、本人が継続教育費として控除することもできる。
大病医療	15,000人民元を超える自己負担分で、規定の条件を満たす医療費支出は、毎年60,000元を限度額として、実際発生額を控除できる。	条件を満たす医療費支出	納税者(患者)本人が確定申告する際に控除する。
住宅ローンの利子 ⁵	毎年12,000人民元 (毎月1,000人民元)	納税者本人または配偶者の1軒目の住宅ローンの利子(商業銀行または住宅積立金の個人住宅ローン)	納税者またはその配偶者のいずれか一方が毎月或いは毎年控除できる。
住宅賃料 ⁵	毎年14,400人民元 (毎月1,200人民元)	賃借する住宅が直轄市、省会都市、計画単列市及び國務院が確定したその他の都市にある場合	<ul style="list-style-type: none">▶ 紳税者である夫妻双方が主として勤務する都市が同じである場合、いずれか一方(借手でなければならない)のみが住宅賃料支出を控除できる。
	毎年12,000人民元 (毎月1,000人民元)	賃借する住宅が市轄区の戸籍人口が100万人を超えるその他の都市にある場合	<ul style="list-style-type: none">▶ 夫妻双方が主として勤務する都市が同じでなく、かつ各自が主に勤務する都市にいずれも住宅を所有していない場合、夫婦双方(借手でなければならない)がそれ住宅賃料支出を控除できる。
	毎年9,600人民元 (毎月800人民元)	賃借する住宅が市轄区の戸籍人口が100万人以下のその他の都市にある場合	
老人扶養	毎年24,000人民元 (毎月2,000人民元)	60歳以上の両親(継親、養親を含む)及びその他の法定扶養人に対する扶養費支出	納税者が一人っ子である場合、控除基準額を定額控除する。納税者が一人っ子でない場合、規定に基づき、控除基準額を兄弟姉妹で分配する(1納税者に配分される控除額は毎年12,000元(毎月1,000元)を超えてはならない)。納税者が2名以上の老人を扶養する場合でも、控除額は老人の人数により倍増しない。

⁵ 紳税者とその配偶者が同時にそれぞれ住宅ローン利子の特別付加控除及び住宅賃料の特別付加控除の適用を受けることはできない。

納税者及び源泉徴収義務者の義務

「控除弁法意見募集稿」によれば、納税者は初めて特別付加控除の適用を受けるときに、関連情報を源泉徴収義務者(雇用主)或いは税務機関に提出し、源泉徴収義務者は関連情報を速やかに税務機関に報告しなければならない。納税者は提出した情報の真実性について責任を負い、特別付加控除の情報に変更が生じた場合、速やかに源泉徴収義務者或いは税務機関に関連情報を提出しなければならない。納税者が虚偽情報を申告したことを源泉徴収義務者が発見した場合は、納税者には正を要請しなければならない。納税者がこれを拒否する場合、源泉徴収義務者は税務機関に告知しなければならない。

税務機関が特別付加控除の状況を確認する際、関連の部門、企業及び個人はこれに協力しなければならない。

「実施条例意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://yjzj.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=1701567>

「控除弁法意見募集稿」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://yjzj.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=1701566>

最新の「中国人事及び税務速報」(中国語版)の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-human-resource-and-tax-alert-sep-2018-cn/\\$FILE/ey-human-resource-and-tax-alert-sep-2018-cn.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-human-resource-and-tax-alert-sep-2018-cn/$FILE/ey-human-resource-and-tax-alert-sep-2018-cn.pdf)

▶ 「輸出税額還付の進度を速めることに関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2018]48号) ("48号公告")

概要

輸出税額還付の進度を速めるために、国家税務総局は2018年10月15日付で48号公告を公布した。その要点は次のとおりである。

輸出企業の管理分類の認定基準の調整

「改正後の『輸出税額還付(免除)企業の分類管理弁法』の公布についての公告」(国家税務総局公告[2016]46号) ("46号公告")によれば、輸出税額還付(免除)企業("輸出企業")は1類から4類までの4ランクに分類され、差別化された管理及びサービス措置が適用される。

既存の分類に基づき、48号公告では、1類、3類の輸出企業に係る一部の認定基準を次のように変更した。

- ▶ 1類の生産企業の認定基準にある「前年度の年末純資産が、前年度に当該企業が処理した輸出税額還付額(免除・控除税額を含まない)を上回る」という条件を、「前年度の年末純資産が、前年度に当該企業が処理した輸出税額還付額(免除・控除税額を含まない)の60%を上回る」という条件に変更した。これにより、1類企業の数が増え、より多くの企業が1類企業に対するサービス措置(例えば、特別優先処理ゾーンの使用、輸出税額還付業務の優先対応等)を受けられるようになる。
- ▶ 3類の輸出企業の認定基準にある「前年度に累計6ヶ月以上、輸出税額還付(免除)を申告していない(対外援助、対外請負、国外投資業務に従事する場合、及び季節性商品を輸出し、或いは生産周期が比較的長い大型設備を輸出する輸出企業を除く)」という条件が削除された。

このほか、48号公告では管理分類の年度ごとの認定回数に関する制限も削除された。これを受け、輸出企業の関連状況に変更が生じ、管理分類の調整を申請する場合、所轄税務機関は関連規定に基づき、適時に認定作業を行うことになる。認定基準が調整された後、1類の輸出企業の認定基準を満たす生産企業は、規定に従い関連書類を提出し、管理分類の変更を申請することができる。税務機関は企業の提出書類を受理した日から15営業日内に認定調整作業を完了しなければならない。

還付申告のペーパーレス化

2018年12月31日までに、全国で還付申告のペーパーレス化を進め、かつすべての1類、2類の輸出企業による還付申告のペーパーレス化を実現させる。

48号公告は2018年10月15日から施行される。48号公告と一致しない46号の関連条項は同時に廃止される。

48号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3810281/content.html>

46号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c217201/content.html>

商務法規

- ▶ 「中国(上海)自由貿易試験区における越境サービス貿易の特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年)」(上海市人民政府公告[2018]1号) (“1号公告”)
- ▶ 「上海市人民政府:『中国(上海)自由貿易試験区における越境サービス貿易のネガティブリスト管理モデルの実施弁法』の発布に関する通知」(滬府規[2018]19号) (“19号通達”)

概要

貿易の利便化及び政府機能の転換を促進し、国際慣例との整合を図るため、上海市人民政府は2018年9月29日付で1号公告及び19号通達により、それぞれ「中国(上海)自由貿易試験区における越境サービス貿易の特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年)」(“ネガティブリスト”)及び「中国(上海)自由貿易試験区における越境サービス貿易のネガティブリスト管理モデルの実施弁法」(“実施弁法”)を公布した。これらは、2018年11月1日から施行される。

「ネガティブリスト」における越境サービスとは、次のものを指す。

- ▶ 国外から中国(上海)自由貿易試験区(“上海自貿区”)内へのサービスの提供。即ち、越境交付モデル。
- ▶ 国外での上海自貿区からの消費者に対するサービスの提供。即ち、国外消費モデル。
- ▶ 国外のサービス提供者による上海自貿区における自然人を通じたサービスの提供。即ち、自然人流動モデル。

外資に対する参入前の内国民待遇とネガティブリストを組み合わせた管理モデルの全面的な実施に合わせて、「ネガティブリスト」では、31業種、計159項目の特別管理措置が設けられ、越境サービス貿易の領域で国外サービス及びサービス提供者に対して適用される、内国民待遇と一致しない、市場参入制限等の特別管理措置が示されている。「ネガティブリスト」以外の越境サービス貿易行為については、上海自貿区内において、国外サービス及びサービス提供者と国内サービス及びサービス提供者の待遇は一致するという原則に基づき、管理が行われる。

ただし、経済貿易関係の決め、経済協力枠組協議等において、越境サービス貿易に対してより優遇された開放措置が設けられている場合、関連する協議や協定に従うこととされている。

「ネガティブリスト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57055.html>

「実施条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57056.html>

関連する記者会見についての公式情報は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57058.html>

- ▶ 「國務院常務會議の精神を徹底的に実行し、安定的な社会保険料の徴収作業を着実に行うことについての緊急通知」(人社庁函[2018]246号) (“246号通達”)

概要

人的資源及び社会保障部并公庁は2018年9月21日付で246号通達を公布し、國務院常務會議の精神を実行する社会保険料の徴収作業について明らかにした。

246号通達において、人的資源及び社会保障部并公庁は、各種の社会保険料を税務部門が統一的に徴収するという決定は、徴収の主体が変更されるだけであり、現行の社会保険料の徴収政策を変更するものではないということを確認している。同時に、人的資源及び社会保障部并公庁は関連部門と協力し、企業による社会保険料の納付比率を適切に引き下げ、全体として企業の費用負担を増加させないための措置を講じることを提起した。社会保険改革が完了するまで、各地における現行の社会保険料の基数、料率等に係る政策は、一律に不变としなければならない。

このほか、246号通達では、各地が自ら企業の歴史的な未納付額の一括精算を行うことを厳格に禁止するとしている。すでに一括精算を行っている場合、速やかに是正し、かつ事後作業を適切に行わなければならない。

246号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201809/t20180925_301888.html

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|--|--|---|
| <p>▶ 北京
大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>▶ 山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 健一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 聰史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稻葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|--|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2018 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03007544

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

